

保護者様各位

聖徳学園小学校・聖徳幼稚園・英才教室
校長・園長・室長 和田 知之

新型コロナウイルス感染拡大防止における出席停止措置について（改訂版7）

日頃より、学園の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しての対応をお知らせいたします。政府から示されているように、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が5類から2類に変更になります。それまでは、療養期間・待機期間の変更はありません。

変更になった時点で、本校でも厚生労働省ならびに文部科学省からの通達を受け、順次対応を変更してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

【1. 新型コロナウイルスに感染した場合の療養期間】

基本的に、保健所や医療機関の指示に従っていただきますが、目安は下記の通りになります。

有症状の場合

症状発症日を0日とし、**7日間**経過。かつ、**症状軽快後24時間**経過していること。

ただし10日間を経過するまでは健康観察を行い、マスクを正しく着用してください。

症状軽快とは→解熱剤なしで解熱、呼吸器症状の改善傾向

無症状の場合

検体採取日を0日とし、翌日から7日間経過し症状がないこと。加えて、**5日目**の抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、**6日目**に解除が可能。

療養期間の例

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
有症状	発熱 風邪	発熱 風邪	発熱 風邪	風邪	風邪	風邪	軽快	回復	解除日	健康 観察	健康 観察
症状が 長引く	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	回復 1日	解除 日
無症状	検査日	症状 なし	症状 なし	症状 なし	症状 なし	症状 なし	症状 なし	症状 なし	解除日	健康 観察	健康 観察

* 本人が感染したあとに、同居家族が続けて感染する事例がみられますが、本人の療養期間が明ければ登校可能です。

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルス登校・登園許可書」の提出をお願いいたします。

【2. 児童・園児が濃厚接触者に該当した場合の待機期間】

* 陽性者との最終接触日の翌日から5日間。(6日目解除)

* 同居家族が陽性になった場合、家庭での感染対策として日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスクの着用、手洗い・消毒、物資の共有を避けるなどの対応をした場合は、症状発症日(検査日)または、感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日目を経過するまで。

(待機期間は基本的に5日間ですが、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は3日目から解除することも可能。)

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルスに関する健康報告書」の提出をお願いいたします。

例1；同居家族(お母さま)が陽性になり、児童が濃厚接触者になった場合の待機期間(例)

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
お母さま 発症	発症	→						
児童本人 濃厚接触者		母発症 による 待機	母発症 による 待機	母発症 による 待機	母発症 による 待機	母発症 による 待機	待機 解除	

例2；陽性のお母さまに加え、2日後に同居のお父さまも陽性になった場合(お父さまの発症までは、一緒にいた)

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
お母さま 発症	発症	→								
児童本人 濃厚接触		母発症 による 待機①	母発症 による 待機②	母発症 による 待機③	母発症 による 待機④	母発症 による 待機⑤				
お父さま 発症			発症	→						
児童本人 濃厚接触者				父発症 による 待機①	父発症 による 待機②	父発症 による 待機③	父発症 による 待機④	父発症 による 待機⑤	待機 解除	

【3. 同居家族の方が濃厚接触者に該当した場合】

園児・児童が濃厚接触者に該当していなければ、登園・登校が可能です。

ただし、濃厚接触者に該当していることを、学校・園にお知らせください。発熱や風邪症状がみられた場合には、登園・登校を控えてください。

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルスに関する健康報告書」の提出をお願いいたします。

【4. その他の出席停止扱いの目安】

引き続き、下記の①～④の場合も出席停止扱いになります。

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルスに関する健康報告書」の提出をお願いいたします。

①平熱より1℃以上高い場合

- ・強いだるさ・息苦しさ・風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合
→受診をお願いいたします。

②濃厚接触に該当した場合

- * 詳細は【2. 児童・園児が濃厚接触者に該当した場合の待機期間】をご参照ください。

③地域の感染流行状況などをふまえ、感染に不安がある。または、基礎疾患をお持ちで、大事をとって登校・登園を控える。

④新型コロナワクチン接種をする場合

- ワクチン接種のための欠席、また副反応が出た場合には欠席扱いになりません。

変更点

これまで、同居家族が発熱・風邪症状があった場合は、受診していただき診断ができるまで登園・登校を控えていただいていたのですが、令和5年4月からは本人に症状がなければ登園・登校可能となります。